

問題パート⑦(解答)

▼ 次の記述について、正しいものには()に“○”を、誤ったものには“×”を記入願います。

- ① 車両に積載されたままの状態、保税地域に搬入された貨物は車両から卸さなければ、搬入とは看做されない。(×)
理由:平成24年1月1日から、車両に積載されて保税地域に到着した輸出入貨物については、関税法基本通達34の2-1(1)イ(イ)又は(2)イに規定する事項を倉主等が確認できる場合に限り、同車両に積載された状態であっても当該保税地域に搬入したものととして取扱うこととなっています。
- ② 保税蔵置場において、蔵置中の外国貨物が盗難により、貨物が亡失した場合には、被許可者(倉主)は関税及び消費税を納付する義務がある。(×)
理由:関税法第45条において、外国貨物が亡失した場合には関税を徴収すると規定していますが、消費税については消費税法等にこのような規定は設けられていませんので、亡失時の消費税の納付は不要となります。
- ③ 内部監査人が退職等により不在となった場合において、自社に適材な者がいない場合には、親会社等の他社の者を内部監査人として監査を行っても良い。(×)
理由:基本通達34の2-11(2)の規定の中で、内部監査人は被許可者(倉主)の従業員であることとしてなっていますので、普段から内部監査人となれるような人材の育成が必要と思います。
- ④ 保税蔵置場内の一部を塗装等を行う場合には、些細なものである場合にでも、事前に税関へ相談することが好ましい。(○)
理由:基本通達44-3には、工事の内容が軽微なもので、面積に変更がない場合には届出は不要となっていますが、事前に税関へ相談していただくよう、お願いします。
- ⑤ コンテナ貨物以外の貨物について、輸出許可を受けた後、保税蔵置場から搬出する場合のNACCS業務は「BIC」である。(×)
理由:コンテナ貨物以外の貨物は、NACCS上、在来貨物となりますので、NACCS業務は「BOC」となります。